



江田島市告示第15号

令和4年江田島市告示第59号（令和5年度及び令和6年度において、江田島市及び江田島市企業局が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査に係る申請手続等）の追加申請期間について、次のとおり定める。

令和5年3月23日

江田島市長 明 岳 周 作



追加申請期間

1 電子申請

令和5年4月3日（月）から令和6年9月17日（火）までに電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参、郵送等により別に提出すべき添付書類を江田島市総務部財政課（江田島市大柿町大原505番地）に到達させなければならない（記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

2 窓口における申請

令和5年4月3日（月）から令和6年9月17日（火）までに持参、郵送等により提出すべき書類を江田島市総務部財政課に到達させなければならない（到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。